# 年金局 重点事項説明資料

- 〇国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案の概要
- 〇平成16年年金制度改正における年金財政のフレームワーク
- ○基礎年金国庫負担割合の引上げとその道筋
- ○持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」(抜粋)
- ○社会保険庁改革と公的年金に係る国の責任について
- 〇社会保険事務局等から地方厚生局へ移管する業務

平成21年1月20日(火)

全国厚生労働関係部局長会議

## 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案の概要

### 1 法案の趣旨

〇 年金制度の長期的な給付と負担の均衡を図り、年金制度を持続可能なものとするとともに、将来的な給付水準(現役世代の手取り収入の50%)を確保し、国民の年金制度への信頼確保を図る観点から、平成21年度からの基礎年金国庫負担割合2分の1を実現するための所要の措置を講ずる。

[現行] 基礎年金国庫負担割合 1/3 + 32/1000



[平成21年4月~] 基礎年金国庫負担割合 1/2

#### 2 法案の概要

- 〇 平成21年度からの基礎年金国庫負担割合2分の1を実現するために、平成21年度及び平成22年度においては、財源確保法の規定に基づき財政投融資特別会計から一般会計への繰入れを行うことにより、2分の1との差額を負担する。
- 〇 また、老齢基礎年金の額計算に関しては、平成21年度及び平成22年度の全額免除期間の月数を保険料納付済期間の月数の2分の1と評価する等の措置を講ずる。
- その後税制改正法に基づく税制の抜本的な改革により所要の安定財源を確保した上で、2分の1を恒久 化する。なお、それまでの間は臨時の財源により上記と同様の措置を講ずるものとする。
- 基礎年金の最低保障機能の強化等に関する検討を進め、制度として確立した場合に必要な費用を賄うための安定した財源を確保した上で、段階的にその具体化を図るものとする。(検討規定)

## 平成16年年金制度改正における年金財政のフレームワーク

平成16年の年金制度改正においては、今後更に急速に進行する少子高齢化を見据えて、将来にわたり年金制度を持続的で安心できるものとするため、給付と負担の両面にわたる見直しを実施し、新たな年金財政のフレームワークを構築。

※5年ごと(次期: 平成21年)に法律に基づき、財政検証(長期的な財政収支の見通しを作成し、16年改正の財政フレームの有効性を確認)。

#### 16年改正のフレームワーク

① 上限を固定した上での保険料の引上げ

平成29(2017)年度以降の保険料水準の固定 (※保険料水準は、引上げ過程も含めて法律に明記)

厚生年金:18.30%(労使折半)(平成16年10月から毎年0.354%引上げ)

国民年金:16,900円(平成17年4月から毎年280円引上げ)(平成16年度価格)

【参考】現在(平成20年10月)の保険料:厚生年金15.35% 国民年金14,410円

② 負担の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)の導入

標準的な年金の給付水準について、現在の59.3%から、現役世代の人口減少とともに水準を調整。今後の少子化の中でも年金を受給し始める時点で現役サラリーマン世帯の平均的所得の50%を上回る。

【参考】現在(平成20年度)の年金額:基礎年金(40年加入) 月額66,008円

厚生年金(夫婦2人分の標準的な年金額) 月額232,592円

③ 積立金の活用

おおむね100年間で財政均衡を図る方式とし、財政均衡期間の終了時に給付費1年分程度の積立金を保有することとし、積立金を活用して後世代の給付に充てる。

④ 基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ

所要の安定的な財源を確保する税制抜本改革を行った上で、平成21年度までに2分の1に引き上げることが法律上明記。



年金制度を持続可能なものとするためには、上記①~④のフレームがすべて実働することが必要不可欠。国庫負担2分の1引上げは残された最後の課題。

